

# 県税の課税免除・不均一課税制度の改正

三重県

県税（法人事業税・個人事業税・不動産取得税など）の課税免除・不均一課税の制度が、令和5年4月1日から次のとおり改正されました。

## 1. 適用期限の延長

区 分		改正前	改正後
離島振興法	課税免除	令和5年3月31日まで	令和7年3月31日まで 2年延長
半島振興法	不均一課税		

## 2. 対象地区の見直し

離島振興法、半島振興法に基づく税制特例措置の対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外され、除外された地区については、過疎法に基づく税制特例措置が適用されることとなりました。

区 分	改正前	改正後
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、多気郡大台町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、津市（旧美杉村）	松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）、多気郡大台町、度会郡大紀町、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、津市（旧美杉村）
離島振興法	鳥羽市神島、鳥羽市答志島、鳥羽市菅島、鳥羽市坂手島、志摩市磯部町渡鹿野島、志摩市志摩町間崎島	※薪炭製造業（個人事業税）のみ 左記地区で適用
半島振興法	伊勢市、松阪市（旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町、度会郡玉城町、度会郡南伊勢町、度会郡大紀町、度会郡度会町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町	伊勢市、松阪市（旧松阪市）、多気郡多気町、多気郡明和町、度会郡玉城町、度会郡度会町、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町

制度について、詳しくは「県税の課税免除・不均一課税の手引き」をご覧ください。